環創環評161号令和2年7月31日

横浜市環境影響評価審査会 会長 奥 真 美 様

横浜市長 林 文 子



(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る 環境影響評価方法書について(諮問)

横浜市環境影響評価条例第18条第2項の規定に基づき、(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業に係る環境影響評価方法書について、調査審議していただきたく諮問します。

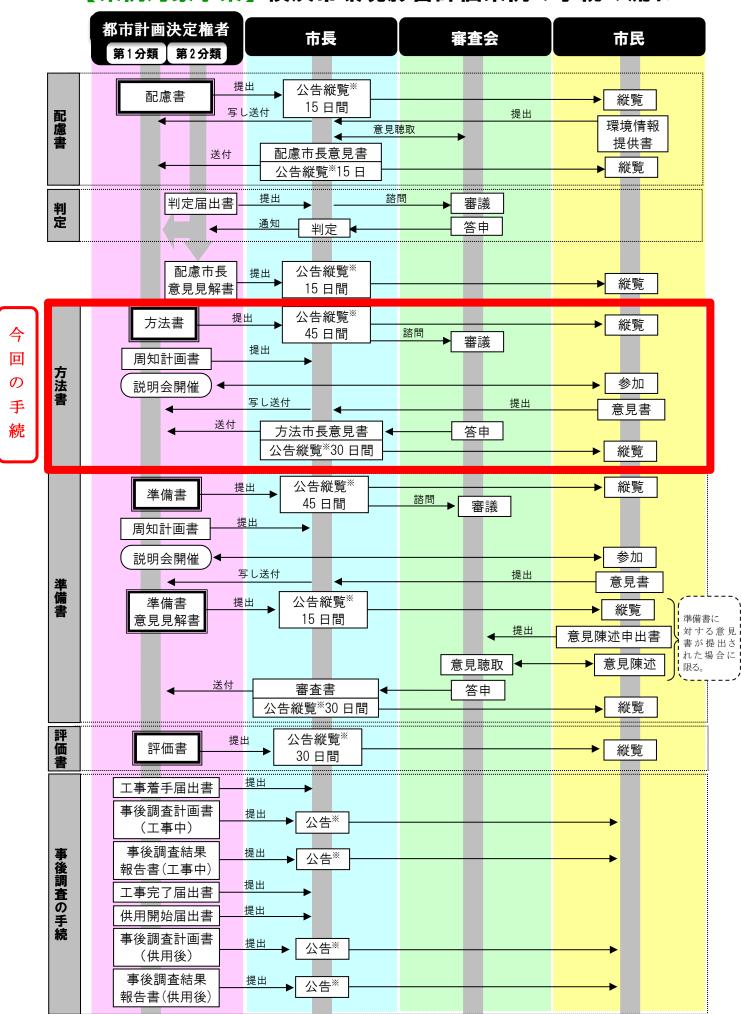
担当 環境創造局政策調整部環境影響評価課 黒澤、高橋、二渡 電話 045-671-2495

(仮称)都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業 環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内 容
対象要件	横浜市環境影響評価条例(以下「条例」という。)対象事業 条例第2条第2号に掲げる第1分類事業 別表 2 鉄道及び軌道の建設
都市計画特例	[条例第46条第1項] 都市計画決定権者が事業者に代わって手続を行う。
図書の提出	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第17条第2項] 提出:令和2年7月10日
図書の公告等	[条例第18条第1項] 公告:令和2年7月21日 (広報よこはま7月号、環境影響評価課ホームページ、環境創造局ツイッター で公表)
図書の縦覧等	[条例第18条第1項] 縦覧期間:令和2年7月21日~令和2年9月3日 縦覧場所:横浜市役所市民情報センター及び瀬谷区役所区政推進課 (横浜市中央図書館及び瀬谷図書館で閲覧、環境影響評価課ホーム ページで方法書の全文公開を実施)
審査会への諮問	[条例第18条第2項] 諮問:令和2年7月31日
図書の概要の周知	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条第2項] 周知計画書:令和2年7月15日提出 方法書対象地域:瀬谷区の一部 周知方法:「環境影響評価方法書に関する縦覧及び説明会開催のお知らせ」 を方法書対象地域に加えて旭区の一部にもポスティング(約 23,000部、7月21日から順次投函開始)

項目	内 容
説明会の開催	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第19条の2第1項]
	開催日及び場所:令和2年8月1日及び5日 瀬谷公会堂
	令和2年8月2日及び4日 旭公会堂
意見書の提出	[条例第20条第1項]
	提出期間:令和2年7月21日~令和2年9月3日
方法市長意見書の	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第1項]
作成	市長は、本審査会の答申等を踏まえ、方法市長意見書を作成し事業者に送付
	する。
方法市長意見書の	[条例第46条第2項の規定により読替えて適用される条例第21条第2項]
公告・縦覧	市長は、方法市長意見書を作成した旨を公告し、30日間縦覧を行う。

【条例対象事業】横浜市環境影響評価条例の手続の流れ



※併せて、インターネット等での公表も行います。

(平成 25 年 7 月 1 日施行)